

2

共感と連携による
改革のステップアップを

Administrative Reform

平

成26年11月11日(火)、同年5月に発足した田原市行政改革

推進委員会(会長:戸田敏行氏・愛知
大学地域政策学部教授)から、田原市長へ「第3次田原市行政改革大綱(原案)」の答申が行われました。

「行政改革大綱」は、効率的・効果的な行政運営や市民サービスの質向上のため、市が取り組むべき内容を定めたものです。

市は今後、答申内容を踏まえ、パブリックコメント手続制度(9頁に掲載)により広く市民の皆さんから意見を伺った後、平成27年3月末まで

に、正式な行政改革大綱として策定する予定です。
▼政策推進課 ☎23局3507



▲戸田会長(左)から答申書を受け取る鈴木克幸田原市長

災害時における
応急生活物資の調達に関する
協定

株式会社ヤマナカと締結

12月1日(月)、田原市と株式会社ヤマナカとの間で「災害時における応急生活物資の調達に関する協定」を締結しました。

この協定は、災害が発生した場合に田原市が保有する備蓄物資に加え、食料品や日用品などの生活物資の供給を受けるもので、災害時における市民生活の安定確保を目的として締結しました。

◎応急生活物資の品目

- 要請時点で、供給または製造が可能な物資
- 田原市が指定する物資

▶防災対策課 ☎23局3548

おしえて！
広域連合の「と」Q&A
4



「東三河

広域連合(仮称)」をもつ

と知っていたため、皆さんの疑問にお答えします。

Q 広域連合長はどう選ぶの？

A 広域連合長は、東三河8市町村長が8市町村長の中から選びます。

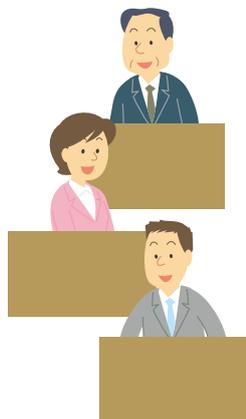
Q 広域連合議員は何人なの？どう選ぶの？

A 広域連合議員の定数は26人です。構成は、豊橋市7人、豊川市4人、蒲郡市・新城市・田原市が3人、設楽町・東栄町・豊根村が2人です。8市町村それぞれの議会で、その議員の中から選びます。

11月1日号広報をご覧になられた方から、ご質問をいただきました。

Q 広域連合により不都合な部分はありませんか？

A これまでお知らせしたとおり、相談や申請などの窓口は、各市町村に残ります。市民の皆さんが不便にならない範囲で、住民サービスが低下しないもの、8市町村で取り組むことで効果があるものを選んで実施していきます。



▼東三河広域協議会広域連合設立準備室

☎(0532)51局2377

http://www.east-nikawa.jp/

▼政策推進課 ☎23局3507